

平成 28 年度第 4 回鎌倉市図書館協議会 会議録

日 時：平成 29 年 3 月 23 日 15 時～17 時

場 所：鎌倉市中央図書館多目的室

出席者：鍛冶哲郎委員、高村清美委員、梨本加菜委員、杉山恵子委員、中村七海委員

事務局：齋藤次長、菊池館長、中田、浅見、佐藤、大槻、津田（中央）、中野（腰越）、

平沼（大船）、小野（玉縄）

記録：津田

委員長：それでは、鎌倉市図書館協議会運営規則第 3 条第 2 項による定足数に達しましたので、会議は成立します。これより、平成 28 年度第 4 回鎌倉市図書館協議会を開会します。事務局、今日の傍聴人は。

館長：本日は傍聴者が 5 名いらっしゃいます、傍聴者に入場していただいてよろしいでしょうか。

（一同了承）

（傍聴者入場）

委員長：傍聴の方々をお願いいたします。傍聴席においては静粛にして、会議の妨げになるような行為等はなさないでください。また、意見を発表することはできませんので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは本日の議事日程はお手元に置かれていると思いますが、それに従って議事を進めます。日程の 1、報告事項、委員長報告とありますが、今日は年度末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして報告事項の 2 に入ります、これは中央図書館からの報告になります。平成 28 年度 2 月定例市議会における図書館関連質問について、資料を見ながら、報告をお願いします。

館長：それでは、平成 28 年度 2 月定例市議会における図書館関連質問について、ご報告したいと思います。市議会 2 月定例会は、平成 29 年 2 月 8 日から 3 月 22 日までの 43 日間の会期で開催されました。

一般質問は平成 29 年 2 月 8 日から 9 日まで、代表質問総括質問は、2 月 15 日から 17 日まで、教育子どもみらい常任委員会は 2 月 20 日に開催され、予算特別委員会は 3 月 7 日から 15 日まであり、教育部新年度予算関連は 3 月 8 日に行われました。

それでは代表質問・総括質問における図書館関連質問についてご報告します。お手元の資料をご覧ください。公正と法 上島寛弘議員から、図書館の使命について、現在の鎌倉市の図書館の課題と解決策について、図書館の自由に関する宣言とユネスコ公共図書館宣言について、子どもたちの読書習慣の育成について、学校図書室と図書館の連携強化について、口述による伝承について、視覚障害者向けの図書の現状と充実に関する方針について、図書館としてレファレンス機能の強化を如何に展開すべきかについてのご質問があり、図書館の使命については、「図書館の使命は、『知る自由』を保障することであり、そのために、適切に資料を収集・管理・保存し、提供する環境を整えることが大きな役割と考える。」と回答いたしました。

現在の鎌倉市の図書館の課題と解決策については、「鎌倉市の図書館の課題は3点あり、1点目は施設の老朽化と狭隘化であり、解決策としては、公共施設再編計画の中で位置づけを確認しながら必要な措置を講じていく。2点目は知識・技術の継承の問題であり、解決策としては、レファレンス記録をデータベース化し、システム上での共有や研修などを行っていく。3点目は資料の保存の問題であり、解決策としては、図書館振興基金の活用や各種補助金の活用を考えていく。」と回答いたしました。図書館の自由に関する宣言とユネスコ公共図書館宣言については、「図書館の自由に関する宣言は図書館の使命と重なるものであると考え、その精神は、鎌倉市図書館資料管理方針にも反映している。」と回答いたしました。子どもたちの読書習慣の育成については、「おはなし会の開催や子ども読書パックの利用等により読書習慣の育成が図られている。」と回答いたしました。学校図書室と図書館の連携強化については、「学校図書室の職員への研修や学校貸出により連携強化につながっている。」と回答いたしました。

口述による伝承については、「近代史資料担当が行っており、関東大震災による被害状況等の伝承や昭和初期からの長谷新宿等の伝承聞き取りも機会を設けて行っている。」と回答いたしました。視覚障害者向けの図書の現状と充実に関する方針については、「利用による劣化が少ないデジタイズを充実させるとともに、高齢者等を含めた利用のためにも大活字図書も充実させていく。」と回答いたしました。図書館としてレファレンス機能の強化をいかに展開すべきについては、「暮らしに役立つ資料や地域研究のための資料を収集することと、資料を知り、利用者のニーズを的確に把握できる職員を育成することである。」と回答いたしました。

続きまして、教育こどもみらい常任委員会は、平成29年2月20日に開催されました。

図書館から「横浜市との図書館相互利用の実施について」報告し、それに関して審議されました。

鎌倉夢プロジェクトの会 高橋浩司議員からは、全県で、どこの図書館でも借りられるという形の協議は行われているのかとのご質問があり、各市の図書館システムが異なるので、借りた本は借りた市に返すという形になります。全県に拡大する場合、物流システムなどを構築していかなければならないため困難な部分がある。マイナンバーカードの実証実験等も注視していきたいと回答いたしました。

鎌倉みらい 前川綾子議員からは、広域になることは良いが、課題はないのかとご質問があり、鎌倉市の場合、横浜市と境を接している大船図書館の利用が増えてくるかと思うと回答いたしました。

無所属 千一議員からは、鎌倉でリクエストした本が横浜にあるのならそれを借りられると便利だと思うとご質問があり、横浜市の本を鎌倉市の図書館を通して借りることは可能であるが、県を通して横浜市から借りるようになるので1か月ほどかかってしまうと回答いたしました。

無所属 竹田ゆかり議員からは、すでに実施している藤沢市、逗子市との広域利用と今回の横浜市との広域利用との違いはあるのかとご質問があり、藤沢市と三浦ブロックの場合は予約することができるが、横浜市の場合は予約できないと回答いたしました。

これ以外にもご質問がありましたが、主なものを載せたところです。以上の質疑ののち、

「横浜市との図書館相互利用の実施について」の報告事項は了承されました。

次に、平成 29 年度鎌倉市一般会計予算等審査特別委員会（平成 29 年 3 月 8 日）図書館関連の質問は一つだけ、神奈川ネットワーク運動・鎌倉 三宅真理議員からありました。一般の図書資料費が前年と比較して少なくなっているようだが、積算の基準みたいなものはあるのかとの質問があり、特に積算の基準はないが、今後、図書資料費が減額にならないように努めていきたいと回答したところです。以上で報告を終わります。

委員長：以上の報告につきまして、3つに大きく分かれるところですが、ご意見ご質問は。

A 委員：最初の代表質問のところで、鎌倉市の図書館の課題に資料の保存の問題があつて、解決策に振興基金や補助金の活用とありますが、この問題は基金や資金が足りないということだけと考えていらっしゃいますか。

館長：資料の保存の問題という部分でそういう答えをしましたが、狭隘化という部分もあるかと思えます。図書館のスペースがかなり少なくなっているのです。そういう問題もあり、その辺も考えていかないといけないということは、やはりあります。簡単にスペースを広げるのはなかなか難しいですが、各 5 つの図書館がありますが、各館の資料を保存していくスペースの整理をしていき、できるだけ空きスペースを増やすなどして考えていく必要はあると思います。

委員長：その他になにか別のご意見は。

B 委員：質問になるかどうか分からないのですが、図書館の総括質問で図書館の使命について質問がありましたが、そもそもこの議員さんからはどういう訳でこういう質問が出たとお感じになりましたか。今までこういう問題はずっと常にあったと思うのです、今年に限ってこの質問が出たのはなぜなのでしょう。

館長：図書館の使命というか、恐らく、今現在図書館の運営方法を検討している部分があるので、その中であらためて図書館の使命はどういうことなのかという確認の意味でのご質問なのかと。

C 委員：単純な質問なのですが、代表質問の話ですが、図書館の使命についてずっと同じような感じで質問が続いたと理解してよろしいでしょうか。

館長：そうです、議員さんは、例えば、図書館の使命では、図書館の使命とはどのようなものと捉えているのか、鎌倉市の図書館の使命とはどういう風に捉えているのかという質問があります。あとは、現在の鎌倉市の図書館の課題と解決策については、現在の鎌倉市の課題をどのように捉えどのように解決策を図っていくべきか、とのご質問があり、代表質問ですので、質問がずっと議員さんからどんどん続けて行われ、それに対して市長や教育長、消防長が答えていく形になっております。

B 委員：そうすると、この総括質問に関して市長の答えというのは。

館長：市長が答えることもありますが、ただ、図書館に関しては教育長が答える形になりました。特に市長が答えるということはありませんでした。

D 委員：問題点、課題が 3 点あつて、それぞれに対して解決策をお話されているが、解決策にどの程度今、取り組まれているのかなというところが私としてはお伺いしたい。例えば富士山で言えば 5 合目とか色々あると思いますが、どのような形なのかということをお伺いしたい。

館長: 施設の老朽化に関しては今、公共図書館再編計画を全市的に進めているところですが、その中で図書館がどういう形で進んでいくかは協議していかないといけない部分があります。

知識・技術の継承では、解決策でレファレンス記録のデータベース化、レファレンスが合った場合の、こういうことがあったということは蓄積しておきまして、それは、パソコン上で実際公開されています。それを利用することも可能になっています。もちろん、一般の市民も見られますし、図書館員が利用できるような形もとってあります。

研修については今、これから職員・嘱託員も含めて研修をどのようにやっていくか検討しているところで、来年度充実した研修をやっていきたいと考えています。

それから、資料の問題ですが、例えば図書館振興基金の活用として、一昨年、実際に活用しまして、観光鳥瞰図、およそ50万円位するものを購入した経緯もあります。貴重な郷土資料等がありましたら、図書館振興基金を活用して資料を充実させていきたいとは考えております。ただ何合目というのはちょっと。

D委員: それは例えばで、どういうふうにお答えしていただけるのか分からなかったもので。どのくらい進んでいるかをお伺いしたかったと思うことと、必要な措置を講じているということは、老朽化にある程度具体的なことが出ているのかと思ったのですが、例えばどのようなことが。

館長: 耐震工事をやらなければならないと思っております。それについては耐震の設計までは済んでいます、工事を何時やるかは様々なセクションと協議していかなければならないと思っております。

B委員: 結構、重たい質問だと思う、内容として。それに対して、館長のお答えはこんなに短かったのかなというのが正直な感想ですけれど。今おっしゃった、必要な措置の中に新しい図書館を作るとか、そういう具体的な良いアピールの機会だと思うのですが、なかったのでしょうか。それと、知識・技術の継承の問題で、レファレンスデータベース、機械的なことはありますが、ソフト、人的な専門司書の持っている技術の継承や、司書職の今後のことはお答えにならなかったのでしょうか。

館長: 代表質問の回答をするのは理事者と決まっています、私が答えるのではなく、教育長が答える形です。教育長が答えるにあたっては私も入って、協議の場には行きます。そこでこういう風に答えましょうということで行った回答です。新しい図書館について、私の希望としては必要と思うのですが、公共施設再編の中でどういう風に考えていくか、この場で建て替えるか、大規模修繕、移転、それは決まっていないのでこういう答えになってしまうのかと。公共施設再編計画の中で様々なセクションと協議していかなければならないという回答になるのかと思います。

技術の継承ですが、もちろん人的な部分はあるとは思いますが、全部お答えするのはなかなか時間が限られて難しいので、一例としてデータベース化というところをお答えしたところです。

B委員: 私の単なる意見ですが、外に対しての発言の機会は、できれば図書館としてこうして欲しいということ言うのが良いアピールになるのではと思います。回数を重ねれば案外人の耳に残っていくのではと思うので。これは単なる意見です。

委員長：その他になにかございますか。それではないようですので、報告について了承でよろしいでしょうか。それでは、報告事項の2の定例市議会における関連質問については了承することにいたします。

それでは、報告事項の3の横浜市図書館との広域相互利用開始後の状況について、これについてのご説明をお願いいたします。

図書館：資料はその次についておりますA4で1枚の「横浜市図書館との広域相互利用開始後の状況について」をご覧ください。

前回の協議会のときにはまだ実施前で、こういうことを始めますという前段階のご報告させていただいたのですが、いよいよ3月1日から開始しまして、その後の状況についてご報告いたします。

まず、開始日はここにあるとおり1日からで、利用登録の状況ですけれども、登録者の状況になります。3月1日（水）～12日（日）までで、まず上段は鎌倉市民が横浜市の図書館で行った登録状況で、54の方が登録されたということです。使われた館の内訳は横浜の中央図書館が15名、栄図書館が29名、戸塚図書館が7名、金沢図書館が2名、港北図書館が1名となっております。対しましてその下の段は横浜市民が鎌倉市の図書館を利用した人数ですけれども、こちらの方が上回って70人となっております。内訳は、中央図書館が20名、大船図書館が44名、玉縄図書館が6名となっております。腰越と深沢につきましては、この段階では登録者はいませんでした。

横浜の図書館で取っている統計はここまでしか数字がないのですが、鎌倉については本日までの段階で105の方が登録されております。内訳としましては、中央図書館が32名、腰越は引き続き0、深沢が1、大船が62、玉縄が10で計105人という状況になっております。

図書館側から行ったPRとしましては、広報かまぐら3月1日号に載りまして、こちらはメインの記事は4面でしたが、1面の主な記事にも掲載して、2箇所に掲載されました。合わせて館内の掲示ポスターを各館で何箇所かに貼ったことで、ポスター前で立ち止まっている方もときどき見かけるような状況でした。図書館ホームページの掲載と記者発表を2月末に行ったという状況でございます。メディアの反響ですが、神奈川新聞の2月15日号「図書館相互利用へ」が最初ですがそこから続きまして、日本経済新聞2月22日、読売新聞2月22日に掲載されまして、この2月22日は記者発表に合わせてのタイミングでの記事になります。実施後、朝日新聞は3月4日に掲載がありました。地域の新聞になりますが、タウンニュース2月24日鎌倉版に「図書館利用で鎌倉市と横浜市と協定」と掲載されました。テレビですが、3月18日（土）のNHKの地域ニュースでも取り上げられたとの情報も入ってきております。

次に、利用者の方からの反響ですけれども、新しいサービスを開始したということでおおむね好意的に受け止められているという感触を受けています。ただ、やはり前回の協議会でもご意見いただきましたが、返却を地元の図書館で行えたら便利という声は複数いただきました。

今後の予定ですけれども、統計については3月中は日別に詳しく取っていきますが、4月からは状況に応じて抽出する考えです。年度で、鎌倉市の図書館の事業報告にはきちんと

記載していきたいと考えております。また、横浜市との相互利用連絡会、これは協定書の第8条で定めているところですが、日程は決まっていますが新年度に実施して、より良い方向を探っていけたらと考えております。以上です。

委員長: ありがとうございます。ただいまのご報告についてご意見ご質問等、ありますか。よろしいでしょうか。ご意見ご質問、ないようですので、報告は了承ということにしたいと思いますがよろしいですか。それでは報告事項3、鎌倉市図書館と横浜市図書館との広域相互利用開始後の状況については、了承することに致します。

次は、日程の2の協議事項に入ります。鎌倉市図書館の事業における平成28年度の重点事項とその成果及び平成29年度の重点項目について議題といたします。資料がお手元にございますね。資料の説明をよろしくお願ひします。

図書館: 毎年の重点事業は、サービス計画に基づきまして、重点事業を決めております。今回、28年度の1年間の成果について報告いたします。まず、先ほど報告がありましたけれど、新規事業として広域利用の検討を行いました。従来の三浦ブロック、藤沢市との広域利用に加え、横浜市との相互利用を3月1日より開始しました。これによって、隣接する全ての自治体との相互利用が実現し、市民がより多様な資料を利用できるようになりました。利用実績につきましては先ほどの報告のとおりです。

次に、地域状況に沿った利用しやすい開館日、開館時間の検討です。今年度は、地域別、時間帯別の入館者数を把握したいと考えまして、入館者カウンタの設置とそれについての検証を行いました。こちらは全館に今年度中に設置することはかないませんでしたので、中央図書館・腰越図書館・玉縄図書館におきまして、11月最終月曜日の休館日に設置いたしました。今のところ、12月～2月の結果が出ております。貸出冊数だけでは計れない、一日平均のこの時間帯には何人の方が来館しているということが、少しずつ分かってきております。引き続き、4月は他の2館についても導入の予定ですので、この結果をみながら検討していきたいと考えています。図書館協議会の答申の、利用状況を考慮して、開館日開館時間を試行するため、協議を進めました。

次に鎌倉らしいコンテンツの制作と発信です。こちらは鈴木正一郎さんの写真資料をデジタルアーカイブで公開いたしました。今年度は274点、今までの合計で683点を図書館ホームページより公開いたしました。次に情報通信技術の活用についてです。図書館システムネットワークのセキュリティ強化に取り組みました。7月に図書館システムのネットワークを分離し、主体的なネットワーク管理を開始いたしました。日常的に確認ができるようになり、障害対応やメンテナンスもスムーズに行えるようになりました。

次に、子どもの読書環境の推進についてです。第三次子ども読書活動推進計画の策定準備に取り掛かりました。今年度は、学校支援については学校搬送委託が始まり、学校貸出の増加に対応する一助となったと思います。鎌倉市子ども読書活動推進計画策定のための連絡会議が設置されておりますが、こちらの連絡会議で、別途、計画策定のための連絡会議の構成、来年度の策定進行予定を話し合い、市民委員の募集を行いました。

次に、平成27年度からの継続事業です。図書館利用に障害のある方に対する支援の充実に取り組みました。図書館内の環境整備と職員研修による意識向上について取り組みました。中央図書館の公道から敷地内への入り口に側溝がありましたので、そちらを工事して

解消いたしました。また、研修で認知症理解の啓発研修、手話研修等の職場研修を実施しました。また、対面朗読の試行を行ったところです。

次に、これを受けまして来年度の重点事業を検討しております。

新規事業につきましては、図書館ホームページの活用、図書館システムのバージョンアップにより、利用者の利便の向上をすすめることにしています。こちらは、利用者からのOPACなど、大分使いやすくなると考えております。

次に、地域状況に沿った利用しやすい開館日、開館時間の試行についてです。こちらについては、大船図書館・玉縄図書館の開館時間変更につきまして、試行をしたいと思っております。特別整理休館の見直しと短縮、分散化についても予定しております。

次に、市民協働事業です。こちらは市民提案事業の一環として新たな市民団体とも連携協力し、交流の場を提供するとともに、生涯学習の成果を市民財産である図書館資料として保存活用を行いたいと思っております。こちらの提案事業は「身近な図書館づくりプロジェクト」といいます。市民活動団体の「図書館とともだち・鎌倉」の方と、プロジェクトの推進に努めていきます。こちらは特に地域館での図書館活用について検討していきたいと考えております。

次に、今年度からの継続事業ですが、鎌倉らしいコンテンツの制作と発信、近代史資料室で所蔵している貴重な写真資料の活用をすすめるため、著作権の許諾がとれている鈴木正一郎氏撮影の写真をデジタル化しホームページ上で引き続き公開していきます。目標値としては平成29年度に鎌倉駅地下道ギャラリーにて展示する予定の作品も含め、100点のデジタル化を予定しています。

次に、子どもの読書活動の推進です。こちらは、来年度第二次子ども読書活動推進計画が終了することに合わせ、第三次子ども読書活動推進計画の策定を行います。市民委員を含めた委員で、鎌倉市子ども読書活動推進計画策定連絡会議を初め、計画策定を進める予定です。

館長：議事日程の中で協議事項の訂正をお願いしたいのですが、鎌倉市図書館の事業における平成28年度の重点事項と書いてありますが、重点事業で、その後ろの平成29年度の重点項目を重点事業に、申し訳ありません、訂正をお願いします。

委員長：分かりました。そのように訂正をお願いします。平成28年度と29年度と両方ご説明いただきましたが、それぞれについて委員の皆さんからご質問ご意見ございませんでしょうか。

A委員：鈴木正一郎さんの写真資料について、私の調べ方も悪かったのかもしれませんが、うまく見つけることができなかつたのですが、公開されたときに、こういった形で広報されたりしたのでしょうか。

図書館：鈴木写真については、平成27年2月に写真展を生涯学習センターの地下ギャラリー全面をお借りしまして、350点ほどの資料についてパネルにして公開しました。その公開後、アーカイブに入れるということで、ホームページのガイドの中に紹介してありますが、それだけです、PRとしては。あと、いろいろな季節、鎌倉は観光地ですので、放送局、テレビ局で、雑誌で紹介されるときにも鈴木正一郎氏写真を使われることが多く、そういったところでも鈴木正一郎氏撮影写真ということでテロップを出してもらおうようにしており

ます。

検索の仕方ですが、ホームページのトップ画面に、「デジタル資料」というボタンがあります、そこをクリックしていただくと、デジタル資料が5つ今ありまして、安田写真、震災資料、貴重資料、その他と鈴木写真です。「鈴木写真」をプルダウンで選んで集計していただくと、355点出ます。

A委員：見てみます。ありがとうございます。

委員長：そのほかにご質問ご意見ありますか。

B委員：先ほど伺えばよかったかなと思うのですが、横浜の方たちは主に鎌倉の図書館でどういう分野の本を借りているのでしょうか。

図書館：分野までは分らないですが、メディアとしては、横浜はCDの貸出を行っていないこともありまして、CDが借りられることに対してとても満足感を得られているというお話は聞いております。細かい分野についてはまだ分析しておりません、申し訳ありません。

C委員：わたしも広域利用はすごく関心がありまして、ぜひ推進していただきたいと思うのですが、新聞資料を拝見しますと、横浜の資料が沢山あって使わせてあげるといったニュアンスがあるので、ぜひ鎌倉も、通常の資料ですね、変わった資料じゃなくてむしろ普通の資料を横浜市民がどんどん使っているということが続けばいいと思うのですが、資料となると難しいと思うのですが、広域利用についてもぜひ統計を取って、検討されるような、事業化という大げさですが、ぜひ結果を楽しみにしています。

委員長：その他に。

D委員：私の読み取りが悪いのか分からないのですが、新規事業（2）開館日開館時間の試行のところに、大船図書館・玉縄図書館と書いてあるのですが、どちらも試行するということですか。

館長：大船図書館に関しては、開館時間の延長、今まで9時から木曜、金曜については午後7時まで開館していますが、これを午後8時まで開館するという事です。

D委員：前回その話を聞きました。私は前回の資料を見ると、大船図書館だけです時間は。これをこのまま読み取ると玉縄図書館も時間が変わるということですか。

館長：玉縄図書館については夜間をやらないという形を取っております。

D委員：時間延長ではなくて。

館長：短縮する。短縮というか、夜間をやらないということです。

D委員：そこがこれでは読み取れなかったの。この前と違うと思ってしまったので、確認させてください。

B委員：今のお話で、入館者カウンタの設置は、1月になさったわけですね。来館者が分かっている中で、玉縄は夜間をなくしても大丈夫そうだという結果が出たのでしょうか。

館長：そうです、来館者カウンタを設置する前に、平成25年度に調べをやったのですが、そのときにやはり、手でカウントしたのですが、全館の中でも玉縄図書館は夜間の利用が少ないという傾向は出ました。来館者カウンタを設置した結果も、やはり今のところ3館ですが、玉縄の夜間は他に比べて少ないという結果です。

A委員：2つほどお聞きしたいのですが、新規事業にもある、子どもの読書環境の推進

で、サービス計画を簡単に見せていただいて、その結果どのくらい成果というか、若い子の貸出が増えたとか、小学校・中学校の貸出が増えたとか、どのくらい成果がありますか。

図書館：成果ということですが、今、統計を持ってきていないのですが、深沢図書館で学習パックと子ども読書パックの貸出をしております、学校関係に貸出して子どもたちに見てもらおうというのですが、そういった利用が増えていまして、やり始めてから20%くらい増えていまして、学校への貸出が増えているということは、子どもたちもそれだけ読んでいるのかと思います。子ども読書パックはテーマを先生方が決められて、図書館5館で本を集めてそれを貸出しているのですけれども、それも年々増えていまして、統計がないのですけれども、17%くらい前年度比でアップしているのですけれども、そういった統計的のところからも目に見えてい、やはり子どもたちに提供されていると思っております。

第二次子ども読書推進計画で、障がいのある子どもたちに何ができるかということを図書館と連絡会で考えているのですけれども、おはなし会で、手話、耳に障がいのある子に手話つきのおはなし会も実施するようになってきていまして、一般のお子さんも一緒に参加していただいています、そういった活動もしている、こちらについても参加の方が多くなっていると思っております。以上です。

A委員：もう一つすみません、29年度の重点事業で、市民協働事業、生涯学習の成果を市民財産である図書館資料としてとあるのですが、今まで行われているファンタスティック☆ライブラリーで発表されているものもあると思うのですが、私も開催時期に知らなかったのですが、実際に発表をされているところに来られた方というのは、どのくらいの方の人数の方がいらっしやいましたか。

図書館：平成27年度の記録でいきますと、ファンタスティック☆ライブラリー全体の行事参加者が970名になっています。18の行事がありまして全部で970名の参加がありました。こちらについては、それぞれの結果についてはレジメや報告などを郷土資料として登録したり、次の鎌倉の資料として活用することを心がけています。

委員長：その他に何か。

D委員：もう一度いいですか。開館時間の試行のところに玉縄図書館が入ったのは、前回は入っていませんでした、試行のところの項目には。私今、プリントを見ているのですが、その経緯は先ほどのご説明いただいたことでいいのでしょうか。

館長：開館時間延長という部分については大船図書館と考えていまして、玉縄図書館は非常勤嘱託員中心の体制の試行が主な趣旨です。そちらの意味で、前の説明のときには分けていたのですが、今回、玉縄図書館の夜間をやらないということで開館時間が変わってくるということで載せています。

D委員：その中に、嘱託の方を入れるという試行も含まれていると読み取ればいいのでしょうか。

館長：そうです。開館日、開館時間という重点事業ですので、非常勤嘱託員を中心とした試行については新規事業としては載せていないので、しかし、非常勤嘱託員を中心とした体制の試行をやっていく形は取っていきます。

D委員：事業ではないから載せないという考えですか。

館長：そうです。図書館にとってとても重要な試行ですが、ここには試行なので載せなかつ

たという部分もあります。

D委員：どちらも試行なのに載らないのは何故か。とても大きな問題で、事業じゃないから載らないのかなと思ったのですけど。できれば新規であげたほうが良いかと。それはあくまでも試行ということで決定ではない訳ですね。試行から検証してステップにいく訳ですけども、ステップにいく前段階として来年こういうことをやりますよという中には落とされた方が良いのではないかと。含んでいると言われても、知らない人が見たらそれは分からないと思ったので。何で載っていないのか疑問に思いました。

B委員：今おっしゃった、非常勤嘱託のことを事業に載せないということは、図書館としての重点事業ではないということと解釈してよいのでしょうか。試行は試行なので、うまくいかなかったら取りやめますということまでを含めて載せていないということなのでしょうか。

館長：鎌倉の図書館にとって非常勤嘱託員を中心とした体制の試行は非常に大事なことだと思います。もし委員の皆さんが新規事業に載せて欲しいというお考えでしたら、もちろん載せていきたいと思います。

A委員：本当に基本的で恥ずかしいのですが、この案というのは議会に提出されるということですか。それとも市民の方にホームページに載せたりして、記録として広く配られるのでしょうか。

図書館：毎年、年度の初めに図書館だよりを通じて、図書館だよりはホームページにアップしておりますけれども、昨年度の事業とその成果、また今年度はここに力を入れてやっていくということを利用者の皆さんにアピールするという意味で、最初のこの重点事業とその成果というのは作っている経過がありますので、まずは利用者の皆さん、市民の皆さんにアピールすることが一番の目的です。

A委員：市民の方はあまり嘱託職員と正規の職員の方と区別されている方はいらっしゃらないのではないかと思います。公的な書類でしたらきっちり書かれた方が私も良いと思うのですけれども実際のところを隠せと言っている訳ではないですが、混乱を招いてしまったりということが考えられるので、私は不安です。書き足すことについてですけども。

B委員：私は書き足したほうが良いと逆に思います。何ごともオープンにしていっての方が、変に隠さなくて。図書館として自信があるのであれば、嘱託だけでもきちんとこれだけやっていけますとアピールも出来ると思うがいかがでしょうか。

C委員：平成27年度の事業報告を拝見しているのですが、ここに嘱託は図書館の予算でまかなわれているので、とても大きな額、変化になる。性格が変わると思うのですけれども。嘱託の問題ということも色々扱われたので、試行ですが、含めてもいいと思いますが検討が必要かと思います。

B委員：並列にしなくてもいいと思うのですが。嘱託の中でも2つに分かれる訳ですね。大事なことだと思うのですけれど。

委員長：今まで、私も良くわからないのですけれど、図書館内部のそういう事務体制について、こういう重点事業には載せていなかったということなのでしょう。外、住民の方、利用者にどういうサービスを施してそれを向上させていくかという視点から主にこういうものは書かれていたと思うのです。嘱託を要するに図書館の司書の方を嘱託にというような

こと、それが、市民の利用の便宜とどう関わっていくかということが問題になったということです、開館時間と同様に。だからそれがあった方が良いというご意見ですね。もちろん嘱託中心に地域館の一部をこれから変えていこうという試行を行うことについては、図書館の利用者サービスという面において今までより劣るといえるか、市民サービスが低下することはないように、そこを配慮しつつ、そういう方向で進めていこうということであったと私は思っております。サービスが低下することになれば、それはこの協議会としてもそう簡単にそちらの方向でよろしいという答申は出せなかったと思っております。ですから、確かに図書館内部の人的構成という点では大きな変更かなと思うのですが、利用者サービスという点を第一に考えると、そのことを直接書くという、重点事業としてというよりも、もし、そういうその事態に触れるとしたら、どういう形で中に書き込んでいくかということだと思っております。ただ、結構書き方は難しい、分かり難い書き方にはなるかと思っております。こういう体制に変えてサービスを落とさないようにしていくということですね。今の開館時間、玉縄図書館の変更についてと絡んでいるということは、その絡みというのは、嘱託中心の体制にするということと、直接の関係はあるのでしょうか。今までの利用者が少ないので、夜間、その部分では中止したほうが図書館の他のサービスに力を注げる、そういう配慮でなさっているのではないかなと私は思うのですが、大船の延長と玉縄の夜間中止は、直接、今回の図書館の人員配置の問題とやはり絡んでくるのでしょうか。

B委員：先ほど館長はそう仰いましたよ。

館長：委員長が仰ったように、確かに重点事業は市民に対してのサービスをどうやっていくかという部分だと思っております。開館時間を延長することはサービス向上につながるのも一つの新規事業になり得ると思っております。嘱託を中心とした体制を載せるというのは、図書館側もサービスを落とさないようにと考えていますので、それを確かに新たなサービスとして載せるのはどうなのかと委員長のお話を聴いて思いました。B委員は載せるべきだと仰いましたが、載せなくて良いかと考えました。

C委員：質問で、嘱託の方が2種類いらっしゃるのですよね、専門業務嘱託員の方の扱いは地方公務員法では特別職の扱いですか。学校の非常勤の先生と同じでしょうか。

D委員：司書の資格があるのですね。

B委員：そうです、専門業務嘱託員の方ですけれど、公務員法上の扱いは。

館長：一般の今勤務している12日勤務の嘱託と同じで特別職です。

図書館：先ほど嘱託員中心の体制についてお話が出たのですが、今回、専門業務嘱託員を採用したのはサービスの向上だと思いき、今までの嘱託員よりも勤務日が多く、できる仕事も多く、それができる嘱託員を採用したということは、確かに、市民の方にとってはメリットではあると思うので、その点を考えて重点事業といえるか、市民の方にアピールする意味もあるかなとは思っています。ただ、どちらかと言うと、そういうことも少し考えていただいた上で討議いただければと思います。

委員長：29年度の重点事業の(2)、大船図書館・玉縄図書館の開館時間の変更で、大船の方は延長で、玉縄は夜間を中止。そのあと、特別整理休館の短縮、見直しが出ております、これある意味全部一つのことであって、あまり切り離して考えてしまうと、要するにサー

ビスを向上するというはただ全体的に増やすだけという話では必ずしもなく、重点的にどこに有効なサービスを提供していくかということとも関連している。ここは例えば特別整理休館の短縮というのはやはり利用者の便をよくするために休館日を見直すということですね。利用しやすいように利用時間が一方では増えるとそう解釈してよろしい訳です。それとの連動で、玉縄の夜間の中止も入っているのかと。これが重点事業という、そこまで重点なのか。つまり全体としてはサービス向上としての重点事業でしょうけれども、個別的にどれほど重いことなのかというのが、私としては見えません。玉縄の中止というのは、地域状況にそった利用しやすい開館日、開館時間の試行、サービス向上のためと、玉縄の夜間の中止がどう係っているのか、私としては詳しい数値を見ていないから分からない。それと先ほどの、嘱託中心ということとの関わりというか、専門嘱託員を雇用することによって長い勤務時間でサービスを提供できるメリットとか、そういうことも全部絡んでくる訳です。そうすると、そもそも重点事業のここでのこれだけの書き方での説明というのも、我々にはもうひとつ分からない。そこに嘱託員の方のことまで入ってくるとどう絡んでいるかというのが、全体として見えません。嘱託員を雇用するというは、繰り返しになりますけれども、嘱託中心ではサービスを落とさないということを一方で掲げて協議会としてお認めしているという経緯はあると思うので。玉縄の夜間中止だけでサービスが低下しているということでは、私は必ずしもないのではないかと考えています。

B委員：私はそういうマイナス的に出したら良いと考えている訳ではなくて、図書館もどんどん発展していきます。若い人もお母さんたちももっと利用していくようになったときに、新しい図書館の前進として、図書館専門業務嘱託員を採用すること、市民サービスにとって、今までは専門司書か嘱託しかなくて、相談するにも専門司書が主だった訳ですけど、それに準ずるように専門嘱託員の方にも相談できる方が増えたという意味に取れたら、サービスの拡大の一つになるかと思ったのです。それをみなさんにお知らせしないで、専門司書はだいたい市民も分かっていますから、この人たちだけでどんどん減っていくのねと思うよりは、一つ良い形になるかと思ったのですけれど。

委員長：今の杉山委員の意見ですと、例えば新規の事業計画に書き添えるとすると、専門嘱託員を雇用して市民サービスを向上させるというような文言ですか。

B委員：そうです、少し幅が広がる訳です、結局。今、市としてはなかなか専門司書が入らない中において、経験豊富な方が入るとするのは一歩前進と考えることもできる、市民サービスの向上、前進になるのでは。重点事業に入れた方が良いかどうか、書類上のことは私には分からないが。相談できる人が増えるのかと、若い方も相談しやすいのではと思います。

D委員：あくまでも試行ですね。これが事業と言えるかどうか分からないですけども、試行して検証していくのが来年1年ですね、ですからサービス向上を目指し、嘱託職員を導入し、そのことについて試行して検証することが私は一つの事業だと思っているのですよ。そうすれば、来年一年やってみて、その結果でこれをどう取り入れていくかという話になると思うので。本当にサービス向上につながるかを検証することが事業かなと思うので、箇条書きではなくて文言のひとつとして入れていただくと分かりやすいと思うのです。

私、はっきり言って、例え一人の利用者しかなかったとして夜間をやらないのは、サー

ビス向上ではないと思う。図書館の効率的なことや、全体のバランスを考えたら、利用者が少なければそこはと考えるのは普通の考えだけれども、これが決してサービス向上の中には入らないと思います。

図書館：ちょっと説明したくて、意見ではないのですが、腰越図書館の中野です。作業部会で話し合って検討して、今ここにお示ししている状況かとは思いますが、その前段としましては図書館協議会に館長が諮問されて、皆さまから答申をいただいたという流れの中でこれが今ありまして、その中で色々話していたことというのは、やはりサービスを低下させないで欲しいというような皆さまからのご意見をいただいていたと思います。それで、玉縄図書館の今回の試行のことだけ申し上げると、職員3人のうち2人を引き上げて、その代わりに、専門嘱託員、25日とかではなくて月16日の嘱託員を導入するというので、それでサービス低下しないかどうか、そういうことを確認することが今回の試行かと考えておまして。言葉で言うと申し訳ないのですが、向上というよりは維持ということだったかと確認した方が良かったかと思って発言しました。

A委員：ものすごく単純化してお話をしてしまうことになると思うのですが、今までのお話を聞いていると、専門嘱託員の方を、専門司書の方の代わりにおかれるというのは、あくまで図書館側の方々の試行事業であって、簡単に言ってしまうとお試しなので、もしそれで仮に万が一低下してしまったとしたらそこはもちろん止められて、別のことをされると思うので、重点事業として今年度はこういうことをしますという中にわざわざ書かれることはないかなと。この先、専門司書の方だけでなく、司書資格をもたれる専門嘱託員が増員されますので、皆さま、もっと相談しやすくなりますという話でしたら、重点事業として書かれることも納得はできるのですが、別にそうでないと私には聞こえたので。

委員長：項目として、地域状況に沿った利用しやすい開館日、開館時間の試行ということで入ってきている訳です。私も一人の委員として言うとA委員と一緒に、玉縄図書館の開館時間の変更の試行は重点事項にあたるか、その一つだけを取ったらそれほど重点的なことなのかという気はしないでもないです。利用しやすい開館時間、開館日の試行。先ほども言いましたが全部係ってくることでしょうから、玉縄図書館のことを言わないと変な気がするのです。この試行もやって、大船の方を延長して、ある種のやりくりみたいなことが入ってきているのではないかと思います。そう思うとこれが入っているのは分かるのですが、全体として考えておかなければならないことは、一つ一つにされてしまうと、読んで、聞いている方はいかかなものかという感じを持つとは思いますが、あくまでも試行だということですから、全体のサービスを考えた部分で少し中止して試行して、反響をみることはありだと思います。ただそのことと、さきほどからの専門嘱託員を雇用して地域館を運営していくことを試行するのを、表に書くかどうかということですよ。この事業として。

C委員：D委員が仰ったように、試行を検証することがすごく大変な作業になる。作業部会がなさると思うが検証という言葉を入れた方が事業として良い気もします。調査研究とか、検証とか時間もかなりかかると思うので色々、試行だけだとシンプルなので調査研究として載せたらどうかと。あと、ぜひ職員の方の非正規雇用はすごく話題になっていますし、2020年度ですよ、会計年度任用になって嘱託の方でも、ボーナス、期末手当がもらえるとか、フルタイムであれば退職金がもらえるとか、3月7日に閣議決定されましたけれど、

そういうことを考えると本当に同一労働同一賃金を行っているということを示すためにも、職員の方がどのように動いているか、仕事は何なのか、そういうことを事業、調査研究とか検証とか、職員の職務の検証がひとつ項目としてあっても良いと思うのです。戦略的に。2020年施行されるときに、何か情報という感じでこうした職員のことをしっかり文字にして残しておくと思いたいです。

D委員：重点事業に出ていると年度末に成果が示されるのですか。そうすると検証していただいた結果が載ることになると思うので、私としてはサービス云々という視点より、図書館運営の大きいことなので、結果的には市民に帰るのですが、成果をご報告いただけるという意味においても、文言は今すぐには出ませんが、ありがたいというか、はっきりすると思うのですね。最初から結果ありきということではないと思うので、していただけたら良いかと。

B委員：D委員と同じようにしていただけたらと思う。協議会としてもずいぶん長い間時間をかけて議論したので。

委員長：私も良く分かっていないことがあるかなと思うのですけれども、この専門嘱託員を中心とした地域館を設ける、そういった図書館のこれからのあり方を試行していくやり方については、こういう新規事業、確かに事業という名前と何となくなじまないということはあるのですが、そういうことのアナウンスというか、それは、どこか他のところでなされていることはあるのでしょうか、ということですね。これはある種人事のことですから、人事のことがそう表に出るといような、市民的な広報の場に出ることは恐らくないでしょう。ですから、こういう事業の中に人事がらみのことは恐らく入ってこないのだろうというのは私の推測ですが、そう思います。ここに載せられていないのは今までもそうだったし、それが、こういう事業計画を書く場合には一般的なことだったと思うのです。今、B委員とD委員も、それがあつた方が協議会としては答申を作ったことと関連してくるので、今年度の事業に、答申の趣旨みたいなものが反映されている方が良いだろうというご意見です。その方が、実際の試行と絡んでくることでもあるので一言一言として入っている方が、協議会としては、29年度の事業案を29年度末にもう一度見直すときに、分かりやすいというご意見ですよ。

館長：試行にあたっては周知をする、図書館もこういう風に運営していくということは4月に入って行っています。その、あとは、各大船、玉縄の試行をし終わって、検証というか、課題等がありましたということについては、試行が終わった段階で報告させていただきますので、重点事業に載せなくてもご報告は必ず行いたいと思っております。その中で、図書館協議会の中でも検証していただきたいと思っております。

委員長：そもそもこの事業案というのは簡潔というか、それほど詳しく内容説明までついていないので、先ほどこれについてご説明くださったので、だいたい毎年、私も何年かやっていますけれども過去のことを覚えていないということでしょうが、こういう具合によほど事情に通じていないと具体的に何なのかは非常に分かりにくい、そういうような書き方でなされているということですね、これ、従来から。

図書館：重点事業については数字のことなどいろいろ入っていますが、これを図書館だより、ホームページなどで広報するときには、どなたにもわかりやすく、説明口調ではなく、こ

うということが変わりますとか、図も入れるとか広報のための文案に全部変わっていきますので、その点はお含みおきいただきたいと思います。

委員長：なるほど、ここで認められた場合には、これが広報として市民の方々に知らせられる場合には、もう少し詳しい説明の形でお知らせすることになるというわけですね。恐らく、また私が言ったことの繰り返しになってしまいますが、新規事業の性格になじまないで人事のことについてはこういう文面には上がってこないということだろうと思うのですけれども。先ほど館長から試行してみても検証する、どうであったかは協議会に出して、ここでまた議論していただくというお答えがありました。そういうことで皆さんの了承が得られればこの通りで良いと思います。それでもやはり前回の協議会で答申を出した、我々が出したその答申の趣旨というものを、ある程度ここに反映させるような文言を追加してほしいという皆さんのご意見が強ければ、それは書きようではないかと私は思います。あまり私もこういうところに、先ほどB委員が仰った、専門の嘱託を置くことによってサービス向上を目指して、地域状況に沿った利用しやすい開館日、開館時間の試行を行うという感じでも良い訳ですよ。あるいは答申に沿って、サービスを向上させるための試行を行うという、そういう文言でも良いのかと思います。あまり図書館の方として今までとなじまないようなことを追加することは、もしかしたら抵抗がおりないのかと思うのですけれども、そこは内容的に何を言っているかがはっきり分かるような文言を入れれば良いと思いますけれどもいかがでしょうか。あまり細かな人事のことを話にはせずに、やはりサービス向上のことと関連させて(2)のところをもう少し分かりやすい説明にすることになるのではないかと。皆さんのご意見を伺っていると。その書きようですね。昨年度の協議会の答申に沿って、それは入れてよろしいのではないですか。それを入れておけばサービス向上は確保できる訳ですから。もちろん専門業務嘱託員の名称を入れても良いと思うのですが、一般の市民の方にはどう違うのかということが分かりにくいかと思います。いかがでしょう、そのあたり、広報として砕いた言い方で市民の方にお示しすることであれば、それでもある程度のことは言わざるを得ないという感じはしますけれど。

A委員：これは最終的に広報という形で図書館だよりに載せられるということで、開館時間の変更に関しては、実質的に利用時間の変更されるということは市民の方々に直接的に影響の出やすいところですので、分かりやすく簡潔に広報にそった文章でというのは私も賛成ですが、すみません繰り返しになってしまうのですが、図書館の方々にとっては、専門嘱託員、司書資格を持った嘱託員の雇用っていうのは、専門司書の方と仕事内容としては変わらないという話だったと思うので、仕事として、変化があまりないものを広報に載せない方が良いとかではないのですが、無理して載せるよりは人事の変更という形で報告書っていうのでしょうか、書類として残しておくという形だけじゃダメなのではないでしょうか。

委員長：書類として残すというのは、答申を我々作って、そこには資料も添えて残っている訳です、文章として、専門的嘱託員の体制に動かすことが文章として。それは協議会の答申として公のものとして残っている。これは、29年度の重点事業という協議会で毎年これ、承認する事業の中にどこまでそういうことを入れるかということで議論なさっている。中村委員は、それは広報としてはあまり。

A委員：まったく載せるなど言っている訳ではないのです、広くお年よりの方も中高生も見られるところに、専門嘱託員の方が専門司書の代わりに入るということを試みます、ですが、業務としてやることは変わりませんということになるのですね。それは、広いところで皆さんが見られたら混乱してしまうのではないかなと。書かなくて良くて隠せば良いということではなくて、人事を変更しますという形で別枠として書くという形ではどうでしょう。

B委員：どういう形で書くかという意見はないのですけれど、図書館は知る権利を保障するところだし市民のための図書館だから、変わったものがあつたら私は皆さんに公表して良いと思うのです。現実、専門司書だけでやっている図書館ばかりではないところもあるし、いわゆる嘱託専門職みたいな専門司書の方が運営してうまく行っているところもあるし、いろんな形があるので、その中でこれから鎌倉にびったりなものを試行錯誤してやっていくと思うのです。ずっと同じ、古き良き時代のように財政的にも専門司書だけでやっていける時代が続いていけるならそれに越したことはないけれど、結局あるのだと思うのです、資料費も減って。その変革というのは、誰の目にも見える形にした方が良いかなと私は思うのです。人事として捉えるよりも、サービスとして捉えて、サービスがこう変わりますよと。私は人事ではあまり捉えていないので一つの幅として、サービスの多様化のひとつとして知る権利があつても良いと思うのですが、いかがですか。

C委員：平成 27 年度の事業の報告書を見ているのですけれど、事業の 2 番目、地域状況にあった利用しやすい開館日、各地域のニーズ調査と平成 27 年度には分かりやすく言葉で書かれていますけれども。サービス向上を考えると現状維持というニュアンスもあるのかもしれませんが、ニーズの掘り起こし、そのように変わったと示していただけるとすごくいいなと思っていました。文言的に言うとニーズの掘り起こし、このようなニーズが掘り起こされました、必要課題という言葉もあつたりして、要求されるものはどうしても決まったものになりますけれども、それが必要かなと思うことに専門職はニーズがあるかもしれない、本人は自覚していないけれどもそういう課題に寄り添う、むしろ広げていくという言葉ですけれども。そうですね、文言として実際サービス向上ということで書かれることを工夫されると良い。ニーズの掘り起こしをして検証して試行していますというニュアンスが書かれると良いと思います。その中に職員の問題も含まれるかと。

委員長：約束のお時間の 5 時までであと 20 分くらいですけれども、(2) の文言を今、梨本委員からもお話ありましたけれども、内外のために、たとえば、簡単に言ってしまうと、市民サービス向上のため、それを目的とする地域事情にあった開館時間の試行ということですが、文言としては、一番抽象的に書くとする。それよりももう少し具体的に書くとする、どう書くかですよね。専門的嘱託という名前を入れるかどうかもう入ってくるでしょうけれど。

D委員：専門的嘱託と名前を入れなくても、職員体制を模索していることを入れておいていただいて、館長さんがお約束してくれたように検証についてはご報告いただけるのであれば良いと思うのですけれども。やはり知る権利はあると思うのです、でも、図書館はこんなに悩んでいますという側面を市民に知っていただいても良い。はっきり嘱託職員を入れますというそういうことではなくて。

委員長：今日、なんとか文言を納得できるような形でまとめて、承認するということなので。

B委員：作業部会のほうでなんとかまとめていただけないでしょうか。

委員長：文言も合わせて認めるかどうか、ご承認するかどうかですよ、今日のこの時点で。

後で考えていただくものとは性格が違うのではないかと。

館長：地域状況に沿った開館時間の試行と検証という形で、検証という言葉を入れさせていただいて、その中に専門的嘱託員の採用をうまく入れさせていただければと思いますがいかがでしょうか。

委員長：事柄がそのあとは並んでいますから、専門的嘱託員の採用が一項目並列的に並んでいて良いのですね、後々は具体的にされるということですから、事業案としてはその程度で良い。よろしいでしょうか。

C委員：地域状況に沿ったとあるのですが、この時間は少ないからいい、というニュアンスに読み取れるのは私だけでしょうか。地域状況にそったのは確かにそうですけれども、今までの話でもサービス向上ということが出ているので、もう少しまい言い方がないでしょうか。サービスを維持させるとか。ニーズを見れば具体的なことが見えてくるので、地域で利用が増える試みといった文言が良いのでは、意見です。

委員長：これは語感の問題でもある、地域状況に沿ったが何を表しているのか、色々なケースがあるので、地域の状況にそった利用しやすい、取りようは取りようで、C委員がおっしゃったように取れなくもないでしょうが、ごく一般的に言えば地域の状況、地域の住民サービスに資するといった意味合いで良いのではないのでしょうか。それは、試行と検証ということと、あと、いくつか並列的に名詞的な文言が並ぶ、そこでどういう内容なのかは理解できるという形ではよろしいのではないのでしょうか。先ほど館長からご提案いただいたようなことで、一言、専門的嘱託員の雇用と文言として入っていれば良いのではないかと。いかがでしょうか。よろしいでしょうかそういうことで。

とにかく、来年度のこと、我々としては来年度も委員としてこのことは追っていかねばならない役割になっていますので、この段階ではここで議論もされましたし、皆さんのお手元に議事録として行く訳ですので、試行と検証ということの中には専門的嘱託員も入っている訳ですから、答申の趣旨を十分汲んだ事業計画になっているとだろうと私としては思うのですが。この点についてはよろしいでしょうか。

A委員：質問ですが、図書館システムのバージョンアップというのはセキュリティのことですか。それともホームページの内容を含めた全体的なことですか。

図書館：内容的なことですか。ホームページの中身が変わることです。

A委員：具体的なところはこれからですか。

図書館：そうです、もうリリースはされていて導入している館もあるのですけれども、鎌倉市が今使っているホームページと合うかどうかを検証しながら進めていくということです。

A委員：導入している館はどのくらいですか。

図書館：全国でまだ、最新バージョンについては4自治体しか導入してなくて、これからどのタイミングでバージョンアップしていくかについて来年度考えていきます。利用者が見ていただくマイページを見ていただいたことはありますか。

A委員：いいえ。

図書館：ログインしてから見ていただくページですけれど、そこが見やすくなります。それから、障害を持っている方の読み上げ対応などが充実する内容になっております。

B委員：市民協働事業で、新たな市民団体とありますが、具体的な団体名は。

図書館：今、この事業に係っているのは腰越図書館と玉縄図書館ですが、市民事業に係っている新たな市民団体ですが、腰越図書館では広町を愛する会と一緒に、といいますか、図書館とともだち・鎌倉がこの事業をとられていますけれども、その図書館とともだち・鎌倉がその地域の一団体として、広町の会と一緒にやりましょうということで、3者で今、動いています。

図書館：玉縄図書館も、図書館とともだち・鎌倉の方と、協力団体として玉縄歴史の会の方と、憩い宿の方と進めております。

委員長：その他に何かございますか。

B委員：今年の重点事業の成果で障害のある方への支援の充実が書かれていますが、障害のある方たちに対して来年度はどんなことを考えていますか。

図書館：障がい者サービス、今年については対面朗読の試行を始めました。6月22日から3月23日まで、合計30回、3080分、時間に直すと、51時間の対面朗読をしました。平均1回あたりは103分になります。対面朗読を1人の希望者の方と行っていますが、来年も引き続きやっていきたいと思えます。また、障がい者サービス担当の職員が、県内の障がい者施設、ライトセンター等で研修を受けていて、その研修をフィードバックして、職員、嘱託員に手話を教えている状況ですので、それも引き続きやっていきたいと思っています。以上です。

B委員：今ですとそうすると、目の見えない方とか、耳の聞こえない方とか、身体的障がいの方が多いのですね、例えば今とっても、学校でも発達障がいのお子さんが大変多いのですが、そういういった方たちへのバックアップみたいなものは考えていらっしゃるのですか。

図書館：具体的にはまだ、そこまで取り組めていない状況です。実際には利用者として来館されている方はいらっしゃると思いますが、障害者サービスの取り組みとしては、まだ取り組めていないですし、積極的に来年度やっていこうという計画もまだできていません。

B委員：知り合いの方に聞いたことですが、鎌倉はリクエスト制で資料を取っている、発達障がいの資料については偏っているのではないかとされたのです。一番揃っているのは藤沢のジュンク堂だそうです。こう色々な縁でその方は、グレーゾーンの方からも、相談を受けたときに、ジュンク堂にまず行っていっぱい資料を見てその中からその方に「合うのある」といって紹介するというのですけれど、それが本当は図書館で出来たら良いという話が出て、お金ないですよと言われたのですけれど。そういうときに、お伺いしたいのは、こどもみらい課などの予算で書籍を買ってもらおうといった横の連携はできないのでしょうか。難しいことですか。買ってもらったものの置き場所は図書館にするなど。

図書館：事例としては、他の課の事業で、例えば市民健康課の事業でこの分野についての本を充実させたいけれど、担当課の事業で使ので、選書の点で図書館に選んでもらえないとか、そのあと図書館で使ってとか、そういうことはなくはないので、例えば環境に関係する課でしたら実際そういう選書の面で協力したりとか、そのあとこちらで排架したりも

するので、そういったところで連携できないか探っていきたい。

B委員：ぜひお願いします。

委員長：その他よろしいでしょうか。それでは、一つずつになりますけれども平成28年度の重点事業とその成果については、ご提案どおりにこれでよろしいでしょうか。それでは了承いたします。それでは、平成29年度の重点事項ですけれども、(2)のところを、地域状況に沿った利用しやすい開館日・開館時間の試行と検証、で検証と入れる、これどこに、大船図書館の開館日開館時間の検討、そのあとに入れるのか、

館長：特別整理休館の下に、専門業務嘱託員の配置を入れたいと。

委員長：列としてその下ですね。専門的嘱託員の雇用という文言でよろしいでしょうか。

館長：配置ですね。

委員長：配置、そうですね、雇用は変ですね。その修正をした上で、29年度の重点事業案についてここでお認めすると言うことでよろしいでしょうか。

それではその変更を加えた上での了承ということにいたします。

それでは、一応以上で、本日の日程はすべて終わったということになります。次回、来年度ということになりますが、開催予定は。

館長：毎年7月に第1回をやりますのでその頃に関きたいと思っています。また日程調整は各委員と決めていきたいと思っております。

委員長：ありがとうございます、後日、日程調整の案内が来るということで。今日は長時間、私の議事進行もよろしくなかったと思いますが、これをもちまして第4回の図書館協議会を閉会します。どうもありがとうございました。